

(趣 旨)

第1条 京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区をいう。以下「都心地区」という。）を中心とした「まちなか」において、四条通の歩道拡幅及び公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 会議の所管事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 四条通の歩道拡幅及び公共交通優先化に向けた四条通を中心とした都心地区の交通まちづくりの検討に関すること
- (2) 河原町通及び河原町三条交差点を中心とした周辺地域の交通まちづくりの検討に関すること
- (3) 細街路における安心・安全で快適な歩行空間の確保をはじめ、三条通及び細街路の交通まちづくりの検討に関すること
- (4) 都心地区における荷捌きの整序化の検討に関すること
- (5) 四条通エリアマネジメント会議等の「歩いて楽しいまちなか戦略」に関連する会議との連携に関すること
- (6) 前各号のほか、「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進に関し、必要と認められること

(組 織)

第3条 会議は、別紙名簿に掲げる委員をもって組織する。

(任 期)

第4条 委員の任期は平成27年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長が指名し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

- 3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 会議に、「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進に係る課題解決を具体的に検討するため、「河原町通」、「三条通・細街路」の通り別ワーキンググループと、「物流」のワーキンググループを置く。また、必要に応じて、その他のワーキンググループを置くことができる。

(庶 務)

第8条 会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(補 則)

第9条 この要綱に定める事項のほか、会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（平成22年10月26日決定）

附 則

この要綱は、平成25年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。